

入札参加に当たっての注意事項（必ずお読みください。）

1 調査基準価格について

この入札は、調査基準価格を設けますので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして必要な調査を行い、地方自治法施行令第167条の10第1項及び同施行令第167条の13の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがあります。

2 履行能力確認調査について

前項で述べた調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないかを数値的判断基準により審査します。

また、当該審査により落札不適当とならなかった場合は、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、調査（以下「履行能力確認調査」といいます。）します。

具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、これらの「要領」及び「基準」は宮城県出納局契約課のホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>) からダウンロードすることができます。

3 業務委託費内訳書の提出について

- (1) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から、入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合があります。
- (2) 業務委託費内訳書は、書面により提出いただきます。
- (3) 業務委託費内訳書の様式は自由ですが、内容については、最低限数量、単価、金額等を記載いただきます。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について

この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがあります。その場合は、業務の受注者は、次のとおり調査に協力しなければなりません。

- (1) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければなりません。
- (3) 前2号に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければなりません。